

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第51号 特定生産緑地（宇治市）の指定の解除
（公園緑地課）…2
- 告示第66号 自動車臨時運行許可番号標の失効
（市民課）…2
- 告示第67号 市道路線の区域の変更.....（建設総務課）…2
- 告示第68号 市道路線の供用の開始.....（建設総務課）…2

公 告

- 公告第29号 農用地利用集積等促進計画の認可
（農林茶業課）…2
- 公告第30号 農用地利用集積等促進計画の認可
（農林茶業課）…3
- 公告第31号 宇治市黄檗公園プール改修建築工事に係る条件付
 一般競争入札の中止.....（契約課）…3
- 公告第32号 宇治市黄檗公園プール改修機械工事に係る条件付
 一般競争入札の中止.....（契約課）…3

消 防 本 部

- 公告第1号 指定催しの指定.....3

教 育 委 員 会

- 訓令甲第3号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規
 程.....3
- 訓令甲第4号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担
 職員の服務に関する規程の一部を改正する規程.....4
- 告示第5号 教育委員会の招集.....4

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第43号 選挙管理委員会の招集.....4

監 査 委 員

- 公表第6号 定期監査の結果に基づく措置の通知.....5

農 業 委 員 会

- 公告第4号 農業委員会定例総会の招集.....5

告 示

宇治市告示第51号

特定生産緑地(宇治市)の指定の解除について

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項において準用する第10条の2第4項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和8年4月22日

宇治市長 松村 淳子

番号	位置	特定生産緑地の面積	備考
五-1	五ヶ庄西田地内	約0.23ha	
横-4	横島町千足地内	約0.19ha	一部解除
横-6	横島町千足地内	約0.10ha	

(揭示済)

宇治市告示第66号

自動車臨時運行許可番号標の失効について

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示します。

令和8年5月15日

宇治市長 松村 淳子

臨時運行許可番号標 番号	失効年月日	貸与年月日
京都 689 宇治	令和8年5月15日	令和8年1月23日
京都 745 宇治	令和8年5月15日	令和8年1月23日

宇治市告示第67号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年5月15日から14日間

令和8年5月15日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
谷前岡本線	五ヶ庄上村30番地 五ヶ庄上村28番地の3(右)	前	4.4 ~4.5	31.5	
		後	6.0 ~9.7		
南浦西浦線	小倉町西浦88番地の70 小倉町西浦88番地の29	前	7.2 ~9.8	81.7	
		後	6.5 ~9.8		
五ヶ庄128号線	五ヶ庄岡本3番地の2 五ヶ庄岡本3番地の2	前	4.4	1.0	
		後	6.0		
安田町	安田町大納言26番地	前	3.4	30.0	

1号線	安田町大納言26番地		~5.7		
	安田町大納言26番地	後	4.2	30.0	
	安田町大納言26番地		~6.4		

宇治市告示第68号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年5月15日から14日間

令和8年5月15日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
谷前岡本線	五ヶ庄上村30番地	令和8年5月15日
	五ヶ庄上村28番地の3(右)	
南浦西浦線	小倉町西浦88番地の70	令和8年5月15日
	小倉町西浦88番地の29	
五ヶ庄128号線	五ヶ庄岡本3番地の2	令和8年5月15日
	五ヶ庄岡本3番地の2	
安田町1号線	安田町大納言26番地 安田町大納言26番地	令和8年5月15日

公 告

宇治市公告第29号

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年4月24日

宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(貸借権又は使用貸借による権利の設定関係)

申請年度	申請番号	権利の設定をする土地
令和8年度	第1号	宇治市小倉町新田島86

2 認可した日
令和8年4月24日

(揭示済)

宇治市公告第30号

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年4月24日

宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度	申請番号	権利の設定をする土地
令和8年度	第2号	宇治市横島町西鴨巣143 宇治市横島町西鴨巣144

2 認可した日
令和8年4月24日

(揭示済)

宇治市公告第31号

宇治市黄檗公園プール改修建築工事に係る条件付一般競争入札の中止について

令和8年4月3日付け宇治市公告第18号で公告した条件付一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和8年4月27日

宇治市長 松村 淳子

1 中止する条件付一般競争入札

宇治市黄檗公園プール改修建築工事に係る条件付一般競争入札

2 中止する理由

中東情勢の影響により、FRPプール槽の納期が未定のため。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第32号

宇治市黄檗公園プール改修機械工事に係る条件付一般競争入札の中止について

令和8年4月3日付け宇治市公告第19号で公告した条件付一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和8年4月27日

宇治市長 松村 淳子

1 中止する条件付一般競争入札

宇治市黄檗公園プール改修機械工事に係る条件付一般競争入札

2 中止する理由

中東情勢の影響により、FRPプール槽の納期が未定であり、建築工事を中止とするため。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

消防本部

宇治市消防本部公告第1号

指定催しの指定について

宇治市火災予防条例（昭和48年宇治市条例第30号）第42条の2第1項の規定により、次の催しを指定催しとして指定しますので、公告します。

令和8年5月15日

宇治市消防長 木戸 英明

催しの名称 県祭開催に係る露店等の開設
催しの開催期間 令和8年6月5日（金）
午前10時00分から午後10時00分まで
催しの開催場所 宇治橋通り、県通り、本町通り及び周辺地域

教育委員会

宇治市教育委員会教育長訓令甲第3号

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程を、次のとおり定める。

令和8年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程

（宇治市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第1条 宇治市教育委員会事務決裁規程（昭和59年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「並びに」を「、」に、「をいう」を「並びに宇治市学校給食センター条例（令和8年宇治市条例第11号）第1条に規定する学校給食センターをいう」に改め、同条第10号中「幼稚園規則第12条第2項に規定する主幹」を削り、「並び」を「、」に、「をいう」を「並びに宇治市学校給食センター条例施行規則（令和8年宇治市教育委員会規則第2号。以下「学校給食センター条例施行規則」という。）第3条第1項に規定する所長をいう」に改め、同条第13号中「並びに」を「、」に、「をいう」を「並びに学校給食センター条例施行規則第3条第2項に規定する主査、専門員及び副主査をいう」に改め、同条第14号中「及び」を「、」に、「をいう」を「及び学校給食センター条例施行規則第3条第3項に規定する主任をいう」に改める。

別表第2学校管理課に関する事項の項第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、同表教育総合推進センター学校教育課に関する事項の項中第27号を第28号とし、第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 教育DX推進に係る企画及び調整に関すること					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			

ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	○

別表第2教育総合推進センター学校改革推進課に関する事項の項第6号中「（仮称）西小倉地域小中一貫校の開校」を「宇治西小倉学園の整備」に改め、同項第7号中「（仮称）西小倉地域小中一貫校の開校に向けた教育課程に係る指導及び助言」を「西小倉地域小学校の跡地の維持管理」に改め、同表源氏物語ミュージアムに関する事項の項の次に次の1項を加える。

学校給食センターに関する事項

事項	教育長	部長	副部長	課長	副課長
(1) 学校給食センターの管理運営に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	
(2) 前号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。					

（センター長等の掌理する事務を定める規程の一部改正）

第2条 センター長等の掌理する事務を定める規程（平成27年宇治市教育委員会教育長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「教育ICT」を「教育DX」に、

教育総合推進センター学校改革推進課総括指導主事	（仮称）西小倉地域小中一貫校の教育課程及び学校教育活動に係る専門的事項に関すること。
源氏物語ミュージアム主幹	源氏物語ミュージアムの管理及び運営に関すること。

源氏物語ミュージアム主幹	源氏物語ミュージアムの管理及び運営に関すること。
--------------	--------------------------

改め、

ひがしうじ幼稚園主幹	ひがしうじ幼稚園の管理及び運営に関すること。
------------	------------------------

削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市教育委員会教育長訓令甲第4号

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年3月31日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第2号中「り災し、勤務が不可能となった」を「職員が勤務しないことが相当であると認められる」に、

「地震、水害、火災等の災害によつて、職員の現住居が滅失し、又は破壊された場合である。」

次のいずれかに該当することとなつた場合である。
 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
 (2) 職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該者のうち当該職員以外の者にはそれらの確保を行うことが困難であるとき。
 (3) (1)及び(2)に準じるものとして京都府人事委員会が定める場合

改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市教育委員会告示第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和8年4月27日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

開会日時 令和8年4月28日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所 602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 報告
 - 3 報告第5号 専決事項の報告について
 - 4 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について
 - 5 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

（揭示済）

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第43号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和8年4月9日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

日 時 令和8年4月9日（木）午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議 題 委員会の議決すべき議案について

日 時 令和8年5月14日（木）午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議 題 委員会の議決すべき議案について
 日 時 令和8年6月1日（月） 午前9時30分～
 場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室
 議 題 選挙人名簿の定時登録について 他

(揭示済)

監 査 委 員 会

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和8年4月23日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

- 1 監査の結果を公表した日
令和8年2月27日（宇治市監査委員公表第4号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 教育委員会 西宇治図書館

監査期間 令和7年12月1日～令和8年1月27日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 複写機使用料収入状況について 入金が遅れが見受けられた。今後は、速やかに入金されるよう事務手続きを改善されたい。	宇治市財務規則について、職員の認識が不足しており、入金が遅れにつながった。適正な事務処理を行うよう、職員間で宇治市財務規則及び事務フローを改めて確認し、調定後速やかに指定金融機関へ入金することを徹底した。令和8年1月16日調定分より、調定後速やかに入金処理を行っている。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第4号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第34回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和8年4月22日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和8年4月27日 10時00分
 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
 付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
 3 専決事項の報告
 4 その他

(揭示済)